

議案第34号

田川市合宿施設の設置及び管理に関する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月12日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、田川市総合体育館敷地内に整備した宿泊施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市合宿施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市における文化及びスポーツの振興並びに生涯学習活動の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、田川市合宿施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 田川市トレーラーハウス合宿所

位置 田川市大字伊田2550番地1

(管理)

第3条 施設は、田川市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(指定管理者による管理)

第4条 施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が別に定める業務

(利用の許可等)

第5条 施設を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により許可を受けた事項の変更について準用する。

(利用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 公共の福祉に反するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設又は備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他指定管理者において管理上支障があり、又は適当でないと認めるとき。

(利用の条件)

第7条 指定管理者は、施設の利用を許可するときは、管理上必要と認める条件を付する

ことができる。

(利用料金)

第8条 施設の利用料金は別表に掲げる室料及び宿泊料とし、その金額は同表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額とする。

2 前項の利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、利用後に納入することができる。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に前条の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、やむを得ない事由により施設の利用を中止した場合において、指定管理者が還付することを相当と認めた場合は、既納の利用料金の全部又は一部を還付することがある。

(目的外利用及び権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、施設を許可の目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、利用を制限し、若しくは停止し、又は退去させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (4) 第7条の規定に基づく利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (6) 公用又は管理上その他やむを得ない事由により市又は指定管理者において緊急の必要が生じたとき。

2 前項の規定に基づく措置によって利用者（利用の許可を取り消された者を含む。以下

同じ。)が損害を受けても、市及び指定管理者は、賠償その他の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、その利用を終了したとき、又は利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに利用者の負担において原状に復さなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しない場合は、指定管理者がこれを行い、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償等)

第15条 利用者は、施設若しくは備品等を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市又は指定管理者に賠償しなければならない。

2 利用者の責めに帰すべき事由により、人身事故が生じたときは、利用者はこれに係る一切の責めを負わなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に必要な事項は、市長又は委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において委員会が規則で定める日から施行する。

別表(第8条関係)

室料

区分	金額(1室1泊につき)
2人用トレーラーハウス	2,640円
4人用トレーラーハウス	2,640円

宿泊料

区分	金額(1人1泊につき)
大人	1,650円
高校生	880円
小学生及び中学生	660円

備考 「大人」とは、18歳以上の者をいう。